

(町民対象)

大切な書類にハンコを押せなくなる時への備え

～高齢者の相続支援のための対話会にお越しください～

例えばこんな困りごとや悩みを抱えてはいませんか？

★ 父親の体力が急に衰えてきた。認知症になったら保有するアパートの管理が心配だ。
⇒ 親の判断能力が低下する前に資産管理を自分に移せないか。

★ 母親が介護施設に入居することになったら、実家を処分して入居費用を工面したいが、認知症になったら売買契約ができない。
⇒ 認知症になった場合に備えて、今のうちに自分が不動産を管理するようできないか。



★ 身寄りのない友人から「自分が亡くなったら死亡届などの手続きや遺品の整理を任せたい」と頼まれ、友人のためにも引き受けてあげたい。
⇒ 死亡届提出、火葬、納骨、住居の引払い、遺品整理、残置物処理など、親族でもない自分にできるのか。

参加者
募集!

このような困りごとや悩みを抱えている方にご提案します。親や親族などが認知症になった場合に備え、家族などに不動産や預金の管理を任せる「民事信託（財産の利益を得る権利とハンコをつく権利の分離）」という新しい財産管理の方法があります。

町では、高齢者の相続支援の一環として、民事信託に関する対話会を下記のとおり開催します。ぜひご参加ください。

日 時 令和5年8月9日（水）
午後3時30分から

会 場 西川町役場第2庁舎 第3・4会議室

講 師 株式会社クオリティ・トラスト 代表取締役 今泉 洋一 様

申込方法 8月8日（火）まで、QRコードかお電話でお申し込みください。
問い合わせ（申込先）⇒ 西川町健康福祉課



☎ 74-3243

大切な書類にハンコを押せなくなる時への備え

～高齢者の相続支援のための対話会にお越しください～

例えば高齢者一人暮らしの方が認知症などで意思表示ができないまま亡くなると、財産などの相続は遺族によりその手続きが行われますが、中には身寄りがなかったり、遺族が相続を拒否したりする事例も見られます。この場合、死亡後の諸手続きがなされなかったり、家財道具が残ったまま住宅が空き家になったりして、町の大きな課題となっています。

また、医学の進歩や新型コロナウイルス感染症の発生により、存命中に医療・介護施設等に隔離されたり、判断能力が欠如した場合、自身の財産管理にとどまらず、身上監護や扶養義務履行が思い通りに行かなかったりするケースも発生しています。

1. 対話会の目的

親が認知症になった場合に備え、家族らに不動産や預金の管理を任せる「民事信託」という新しい財産管理の紹介と、その普及を図る。具体的には下記のようなお困りごとを解決する手段として民事信託（財産の利益を得る権利とハンコをつく権利の分離）の紹介を行う。

(1) 困りごと事例①

- ・ 父親の体力が急に衰えてきた。認知症になったら保有するアパートの管理が心配だ。

⇒ 親の判断能力が低下する前に資産管理を自分に移せないか。

(2) 困りごと事例②

- ・ 母親が介護施設に入居することになったら、実家を処分して入居費用を工面したいが、認知症になったら売買契約ができない。

⇒ 認知症になった場合に備えて、今のうちに自分が不動産を管理するようにできないか。

(3) 困りごと事例③

- ・ 身寄りのない友人から「自分が亡くなったら死亡届などの手続きや遺品の整理を任せたい」と頼まれ、友人のためにも引き受けてあげたい。

⇒ 死亡届提出、火葬、納骨、住居の引払い、遺品整理、残置物処理など、親族でもない自分にできるのか。

2. 対話会（支援者向け）の概要等

- (1) 日 時 8月9日（水）午後1時30分から午後3時まで
- (2) 会 場 西川町役場第二庁舎 第3・4会議室
- (3) 対象者 町民の支援を担う方々（民生委員、商工会、観光協会、金融機関など）
- (4) 講 師 株式会社クオリティ・トラスト 代表取締役 今泉 洋一 様
※同日の午後7時からは町民対象の対話会を開催します。
- (5) 日 程 13:30～ 開会、目的説明、講師（今泉洋一さん）のご紹介
13:35～ 町長あいさつ、今泉さんあいさつ
13:45～ 事業説明 60分
14:45～ 質疑応答 15分
15:00 閉会

参加をご希望の方は健康福祉課（☎74-3243）にお電話でお申し込みください。